

(1) 定期的な公表

現在、消費者庁消費者安全課では、生命・身体被害に関する消費者事故等の通知情報について、毎週公表を行っています。

公表内容は、重大事故等あるいはそれ以外の消費者事故等の通知件数とその通知機関別の内訳のほか、一定範囲の事案について事故の概要も公表しています。事故概要の公表にあたっては、「消費者事故等の発生及び被害拡大の防止」を旨とする基本理念に照らしながら、事案を特定し相当程度の真実相当性を確認できる事案か否か、同種・類似の消費者事故等の拡大等可能性があるか否か等の判断基準に基づいて、概要公表の是非や公表内容の範囲（製品名等を含むか否か等）を判断しています。

(2) 補足調査について

消費者庁に通知された情報を、消費者事故等の発生及び被害拡大の防止に役立つ情報として公表するためには、なるべく詳細な情報が消費者庁に集まっていることが重要です。

もっとも、通知の迅速性との関係では、当初時点で詳細情報が不明であっても、詳細情報の入手を待つことなく消費者庁に第一報を通知していただくべきです。しかしながら、第一報以降も、事案の特定、すなわち、いったい何が起こったのか、あるいは当該事故にいかなる商品等が関与していたのかといった詳細が分からないままでは、定期的な公表において、「消費者事故等の発生及び被害拡大の防止」に役立つ情報として十分に活用することが困難になります。

したがって、地方公共団体等におかれましては、第一報以降に追加情報が入手できた場合等において積極的に消費者庁にご連絡いただくよう、補足調査へのご協力をお願いします。

(3) 情報共有について

消費者の誤使用等との関係で、重大事故等や消費者事故等に該当するかが一義的に判断しがたい場合、あるいは、単一の事故情報だけで

は同種・類似の消費者事故等が発生・拡大するおそれの有無が判断できないというような場合は、法に基づく「通知」としてではなくとも、情報共有のために消費者庁に情報を集約していただくことが有益です。

たとえば、遊具事故などでは、個別事案においては利用者の不注意との区別が困難な場合がありますが、各種の情報が集約・分析されることによって、安全対策の必要性が明らかになる場合があります。

また、本棚転倒事故では、事故発生当初においては、「消費安全性を欠くことによって生じたものでないことが明らか」か否かの判断が困難でしたが、分析を進める中で類似事故防止のための対策の必要性が判明しました。

(4) 追跡確認について

消費者庁では、現在、「消費者事故等の発生及び被害拡大の防止」のため、特に重大事故等について、通知元に対する追跡確認を行って事案の処理状況の仕分けを実施し、事故情報の分析・究明に役立てています。（参考4「消費者事故等の通知状況等について」参照）。

地方公共団体等におかれましても、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

4 地方公共団体における対応状況

都道府県及び政令市の消費者行政担当課に対するアンケート結果（参考2「消費者安全法に関する地方公共団体向けアンケート結果」参照）によると、消費者安全法の施行後、相当数の地方公共団体において、消費者行政担当課が当該地方公共団体内の消費者事故等の情報を把握し、かつその活用に積極的に努めておられることが伺えますが、その円滑な推進は今後の課題であるといえます。

以下では、地方公共団体における通知業務の対応状況を、上記アンケートの「1 消費者安全法に基づく消費者事故等の通知」部分の結果から概観します。

①消費者行政担当課による消費者事故等の通知情報の把握状況

(アンケート Q1、2)

法は、地方公共団体に対して、消費者庁への消費者事故等の情報通知を求めています。通知された情報を消費者行政担当課において集約すべきことまでを求めているわけではありません。しかしながら、多くの地方公共団体において、当該団体から消費者庁に通知された消費者事故情報については他部局が得た情報であっても消費者行政担当課に集約して一元的に把握する取り組みが進んでおり(66%)、さらに、国の機関を通じて消費者庁に通知される体制があり地方公共団体から通知する必要がないとされているもの(法第12条第3項等)についても、相当数の地方公共団体において消費者行政担当課に集約している様子が伺えます(24%)。

②通知情報を把握するための取り組み(アンケート Q3)

通知情報を消費者行政担当課で把握するために、最も多くの自治体で取り組まれているのは、説明会や文書を使って関係部局に消費者安全法の周知徹底を図る方法です。また、関係部局が参加する会議体等を設置する方法を採用している地方公共団体も相当数見受けられます。

③消費者行政担当課が把握した情報の活用(アンケート Q4)

消費者行政担当課が何らかの方法で消費者事故等にかかる通知情報を把握している地方公共団体の多くで、区域内での注意喚起等に把握した情報が活用されている様子が伺えます。

④情報把握の実施状況等(アンケート Q5)

消費者行政担当課において通知情報を把握することについては、多くの地方公共団体が有意義と評価しているものの、それが円滑に行われるためには更なる制度の周知・浸透が必要と考えられています。

⑤消費者事故等該当性の判断(アンケート Q6)

消費者事故等に該当するか否かの判断にあたって、多くの地方公共団体が判断に迷う事案に遭遇しています。

Ⅲ 消費者事故等の分析・原因究明

1 消費者庁における事故情報分析タスクフォース

消費者庁では、集約した生命・身体に関する消費者事故等の情報から、事案を抽出し、分析・原因究明を進めるため、「事故情報分析タスクフォース」を設置しています。

事故情報分析タスクフォースは、消費者庁において一元的に集約する重大事故等をはじめとする消費者事故等の情報（生命・身体被害事案）について、消費者庁として独自に対応が必要な事案を抽出し、迅速・的確に分析・原因究明を進めていくために必要となる助言及び指導を行います。

事故情報分析タスクフォースは、医学・工学・化学・衛生学・法学等の関連分野において、消費者被害、消費者問題に関わっており、高度の専門性と広い識見を有する専門家、実務家のなかから、消費者庁が委嘱する十名程度のメンバーで構成されています。

第1回全体会合は、平成22年1月27日に開催されました。

消費者庁は、今後、事故情報分析タスクフォースの全体会合、分野別会合、メンバーによる個別的な助言・指導のもとで、分析・原因究明を進めるべき課題とその方法の選定や分析・原因究明を進め、それらの概要を適時取りまとめて公表するとともに、所要の対応を講じます。

2 消費者庁による事故等情報の集約、分析・原因究明

平成21年9月～12月の間に、消費者安全法に基づいて生命・身体被害に関する消費者事故等として消費者庁に通知された事案は775件であり、うち210件が重大事故等として通知されました。775件中、国の関係行政機関からの通知は522件、地方公共団体等からの通知は253件です。

消費者庁では、これらの情報のうち、被害拡大のおそれがあり得ると考えられるものについて、事故の処理状況の追跡確認を行いつつ、分析・原因究明が必要な事案を抽出して、これを実施しています（平成22年1月時

点の状況について、参考5「消費者事故情報等の収集・仕分けと分析・原因究明の推進について」、参考6「消費者事故等に係る情報の集約状況」、参考7「主な課題」参照)。

3 国民生活センター、製品評価技術基盤機構（NITE）の原因究明機能

ここでは、原因究明のための商品テストの主要実施機関である独立行政法人国民生活センター、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）について、そのテスト機能について紹介します。

国民生活センターでは、広く商品を対象とする商品テストを実施しており、消費生活センター等でテストが困難な案件についても依頼に基づきテストを実施しています。平成20年度には、消費生活センターからの依頼によるものも含め計80件のテストを行い、そのうち18件の結果を記者公表しています。

なお、消費生活センター等の依頼に基づきテストを実施するには、実際に事故や被害が発生しておりその状況が把握できること、苦情品又は同型品によりテストが可能なことといった条件を満たすことが必要です。また、依頼のあった事項の中でも、消費生活に重大な影響を及ぼすものや同種被害が広く発生しているもの等を優先して実施しています。

この他、国民生活センターでは、我が国全体として必要なテストが効率的に実施されるよう、独立行政法人、研究機関、大学等の関係機関との連携を強化するとともに、これらテスト実施機関が実施可能な対象商品や試験内容、保有する施設・機器などの情報を収集し、ホームページ上で公表しています（4参照）。

製品評価技術基盤機構（NITE）は、消費生活用製品の事故分析等の専門機関として、これら製品の安全性に関する技術的な調査を実施しています。

I 2(3)で述べたとおり、消費生活用製品安全法上の重大製品事故の公表に当たっては、経済産業省がNITEに調査を行わせることができ、平成19年度には、各種製品の劣化による事故、リチウムイオン電池事故、石油ストーブ事故、自転車事故等についてリスク分析を行っています。

なお、NITEは全国のブロックに支所を有し、各地の消費生活センターか

ら寄せられた事故情報の内容を調査・分析し、必要な場合には原因究明のため商品テスト等を実施しています。

4 地方における原因究明機関

原因究明機関としては、3で述べた国民生活センターや NITE 等の機関の他にも、各地で商品テストを実施している機関が多数あります。

国民生活センターでは、商品テスト実施機関の情報を収集し、登録された機関の情報をホームページ上で公表しています

(http://www.kokusen.go.jp/test_list/index.html)。平成 21 年 8 月時点で登録されている機関は 261 機関あり（一部国の機関を含む。）、その内訳は次のようになっています。

・国や都道府県等の公的試験研究機関	9 1 機関
・公益法人（財団法人、社団法人等）	1 0 9 機関
・民間の試験研究機関	5 5 機関
・大学、大学附置研究所、大学利用機関法人	4 機関
・その他	2 機関

なお、これらの機関に実際に調査依頼をする際は、一部を除き有料であるため、料金等について問い合わせの上依頼することが必要です。また、機関によっては、行政機関からの依頼を受けていないところもありますので、併せて確認が必要です。

IV 参考

1 関連法令

○消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）（抄）

（定義）

第二条

1～3 （略）

4 この法律において「消費安全性」とは、商品等（事業者がその事業として供給する商品若しくは製品又は事業者がその事業のために提供し、利用に供し、若しくは事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務に使用する物品、施設若しくは工作物をいう。以下同じ。）又は役務（事業者がその事業として又はその事業のために提供するものに限る。以下同じ。）の特性、それらの通常予見される使用（飲食を含む。）又は利用（以下「使用等」という。）の形態その他の商品等又は役務に係る事情を考慮して、それらの消費者による使用等が行われる時においてそれらの通常有すべき安全性をいう。

5 この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一 事業者がその事業として供給する商品若しくは製品、事業者がその事業のために提供し若しくは利用に供する物品、施設若しくは工作物又は事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務の消費者による使用等に伴い生じた事故であって、消費者の生命又は身体について政令で定める程度の被害が発生したもの（その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く。）

二 消費安全性を欠く商品等又は役務の消費者による使用等が行われた事態であって、前号に掲げる事故が発生するおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

三 前二号に掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であって政令で定めるものが事業者により行われた事態

6 この法律において「重大事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一 前項第一号に掲げる事故のうち、その被害が重大であるものとして政令で定める要件に該当するもの

二 前項第二号に掲げる事態のうち、前号に掲げる事故を発生させるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

(都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施)

第八条 都道府県は、次に掲げる事務を行うものとする。

- 一 次項各号に掲げる市町村の事務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する技術的援助を行うこと。
- 二 消費者安全の確保に関し、主として次に掲げる事務を行うこと。
 - イ 事業者に対する消費者からの苦情に係る相談のうち、その対応に各市町村の区域を超えた広域的な見地を必要とするものに応じること。
 - ロ 事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあっせんのうち、その実施に各市町村の区域を超えた広域的な見地を必要とするものを行うこと。
 - ハ 消費者事故等の状況及び動向を把握するために必要な調査又は分析であつて、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- ニ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること。
- 三 市町村との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換すること。
- 四 前三号に掲げる事務に附帯する事務を行うこと。

2 市町村は、次に掲げる事務を行うものとする。

- 一 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じること。
- 二 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあっせんを行うこと。
- 三 消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること。
- 四 都道府県との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換すること。
- 五 前各号に掲げる事務に附帯する事務を行うこと。

(消費生活センターの設置)

第十条 都道府県は、第八条第一項各号に掲げる事務を行うため、次に掲げる要件に該当する施設又は機関を設置しなければならない。

- 一 第八条第一項第二号イの相談について専門的な知識及び経験を有する者を同号イ及びロに掲げる事務に従事させるものであること。
- 二 第八条第一項各号に掲げる事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織その他の設備を備えているものであること。
- 三 その他第八条第一項各号に掲げる事務を適切に行うために必要なものとして

政令で定める基準に適合するものであること。

- 2 市町村は、必要に応じ、第八条第二項各号に掲げる事務を行うため、次に掲げる要件に該当する施設又は機関を設置するよう努めなければならない。
 - 一 第八条第二項第一号の相談について専門的な知識及び経験を有する者を同号及び同項第二号に掲げる事務に従事させるものであること。
 - 二 第八条第二項各号に掲げる事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織その他の設備を備えているものであること。
 - 三 その他第八条第二項各号に掲げる事務を適切に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

3 (略)

(消費者事故等の発生に関する情報の通知)

第十二条 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

- 2 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等（重大事故等を除く。）が発生した旨の情報を得た場合であって、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他当該消費者事故等に関する状況に照らし、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知するものとする。

3 (略)

- 4 第一項又は第二項の場合において、行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長が、これらの規定による通知に代えて、内閣総理大臣及び当該通知をしなければならないこととされている者が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものを講じたときは、当該通知をしたものとみなす。

(消費者事故等に関する情報の集約及び分析等)

第十三条 内閣総理大臣は、前条第一項又は第二項の規定による通知により得た情報

その他消費者事故等に関する情報が消費者安全の確保を図るため有効に活用されるよう、迅速かつ適確に、当該情報の集約及び分析を行い、その結果を取りまとめるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により取りまとめた結果を、関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センターに提供するとともに、消費者委員会に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により取りまとめた結果を公表しなければならない。

4 内閣総理大臣は、国会に対し、第一項の規定により取りまとめた結果を報告しなければならない。

(資料の提供要求等)

第十四条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による情報の集約及び分析並びにその結果の取りまとめを行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、国民生活センターの長その他の関係者に対し、資料の提供、意見の表明、消費者事故等の原因の究明のために必要な調査、分析又は検査の実施その他必要な協力を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、消費者事故等の発生又は消費者事故等による被害の拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、関係都道府県知事又は関係市町村長に対し、消費者事故等に関して必要な報告を求めることができる。

(消費者への注意喚起)

第十五条 内閣総理大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生（以下「消費者被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

2～3 (略)

(他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求)

第十六条 内閣総理大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、かつ

、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができる。

2 (略)

(事業者に対する勧告及び命令)

第十七条 内閣総理大臣は、商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生した場合(当該重大事故等による被害の拡大又は当該重大事故等とその原因を同じくする重大事故等の発生(以下「重大消費者被害の発生又は拡大」という。))の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。)において、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該商品等(当該商品等が消費安全性を欠く原因となった部品、製造方法その他の事項を共通にする商品等を含む。以下この項において同じ。)又は役務を供給し、提供し、又は利用に供する事業者に対し、当該商品等又は役務につき、必要な点検、修理、改造、安全な使用方法の表示、役務の提供の方法の改善その他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2～5 (略)

(譲渡等の禁止又は制限)

第十八条 内閣総理大臣は、商品等が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生し、かつ、当該重大事故等による被害が拡大し、又は当該重大事故等とその原因を同じくする重大事故等が発生する急迫した危険がある場合(重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。)において、重大消費者被害の発生又は拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、六月以内の期間を定めて、当該商品等(当該商品等が消費安全性を欠く原因となった部品、製造方法その他の事項を共通にする商品等を含む。)を事業として又は事業のために譲渡し、引き渡し、又は役務に使用することを禁止し、又は制限することができる。

2～4 (略)

(都道府県知事による要請)

第二十一条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内における消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、消費者安全の確保に関し必要な措置の実施を要請することができる。この場合においては、当該要請に係る措置の内容及びその理由を記載した書面を添えなければならない。

2～4 (略)

(報告、立入調査等)

第二十二條 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な報告を求め、その職員に、当該事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、必要な調査若しくは質問をさせ、又は調査に必要な限度において当該事業者の供給する物品を集取させることができる。ただし、物品を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

2、3 (略)

○消費者安全法施行令（抄）

（消費者の生命又は身体について被害が発生した事故が消費者事故等に該当することとなる被害の程度）

第一条 消費者安全法（以下「法」という。）第二条第五項第一号の政令で定める被害の程度は、次の各号のいずれかに該当する被害の程度とする。

- 一 死亡
- 二 負傷又は疾病であつて、これらの治療に要する期間が一日以上であるもの（当該治療のため通常医療施設における治療の必要がないと認められる軽度のものを除く。）
- 三 一酸化炭素その他の内閣府令で定める物質による中毒

（消費安全性を欠く商品等又は役務の使用等が行われた事態が消費者事故等に該当することとなる要件）

第二条 法第二条第五項第二号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 当該商品等又は当該役務が、法律（これに基づく命令を含む。以下同じ。）の規定に基づき事業者が商品等又は役務をこれに適合するものとしなければならないこととされている消費者の生命又は身体の安全の確保のための商品等又は役務に関する基準に適合していなかったこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、当該商品等又は当該役務の使用等において、物品（飲食の用に供するものを除く。）、施設又は工作物に、破損、故障、汚染若しくは変質その他の劣化又は過熱、異常音その他の異常が生じていたこと。
- 三 第一号に掲げるもののほか、当該商品等又は当該役務の使用等において、物品（飲食の用に供するものに限る。以下この号において同じ。）が腐敗し、変敗し、不潔となり若しくは病原体により汚染されており、又は物品に有毒な若しくは有害な物質が含まれ若しくは付着し、異物が混入され若しくは添加され、若しくは異臭、その容器若しくは包装の破損その他の異常が生じていたこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該商品等又は当該役務の使用等において、消費者に窒息その他その生命又は身体に対する著しい危険が生じたこと。

第四条 法第二条第六項第一号の政令で定める要件は、消費者の生命又は身体について次の各号のいずれかに該当する程度の被害が発生したこととする。

- 一 死亡
- 二 負傷又は疾病であつて、これらの治療に要する期間が三十日以上であるもの又

はこれらが治ったとき（その症状が固定したときを含む。）において内閣府令で定める程度の身体の障害が存するもの

三 一酸化炭素その他の内閣府令で定める物質による中毒

（消費安全性を欠く商品等又は役務の使用等が行われた事態が重大事故等に該当することとなる要件）

第五条 法第二条第六項第二号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 第二条第一号に該当し、かつ、次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 当該商品等又は当該役務の使用等において、物品（飲食の用に供するものを除く。）、施設又は工作物の消費安全性を確保する上で重要な部分に、破損、故障、汚染又は変質その他の劣化が生じていたこと。

ロ 当該商品等又は当該役務の使用等において、物品（飲食の用に供するものに限る。）に、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物若しくは同条第二項に規定する劇物、薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）第四十四条第一項に規定する毒薬若しくは同条第二項に規定する劇薬又はこれらと同等の毒性若しくは劇性を有する物質が含まれ又は付着していたこと。

二 前号に掲げるもののほか、当該商品等又は当該役務の使用等において、消費者に窒息その他その生命若しくは身体に対する著しい危険が生じ、又は火災その他の著しく異常な事態が生じたこと。

○消費者安全法施行規則（抄）

（身体の障害）

第五条 令第四条第二号の内閣府令で定める身体の障害は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる視覚障害であって、長期にわたり身体に存するもの
 - イ 両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）がそれぞれ〇・一以下のもの
 - ロ 一眼の視力が〇・〇二以下、他眼の視力が〇・六以下のもの
 - ハ 両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの
 - ニ 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの
- 二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害であって、長期にわたり身体に存するもの
 - イ 両耳の聴力レベルがそれぞれ七〇デシベル以上のもの
 - ロ 一耳の聴力レベルが九〇デシベル以上、他耳の聴力レベルが五〇デシベル以上のもの
 - ハ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの
 - ニ 平衡機能の著しい障害
- 三 次に掲げる嗅覚の障害
 - イ 嗅覚の喪失
 - ロ 嗅覚の著しい障害であって、長期にわたり身体に存するもの
- 四 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
 - イ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
 - ロ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害であって、長期にわたり身体に存するもの
- 五 次に掲げる肢体不自由
 - イ 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害であって、長期にわたり身体に存するもの
 - ロ 一上肢又は一下肢のいずれかの指を末節骨の一部以上で欠くもの
 - ハ 一上肢若しくは一下肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害であって、長期にわたり身体に存するもの
 - ニ イからハまでに掲げるもののほか、その程度がイからハまでに掲げる障害の程度以上であると認められる障害

六 循環器、呼吸器、消化器又は泌尿器の機能の障害であつて、長期にわたり身体に存し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの（重大事故等に該当することとなる中毒の原因となる物質）

第六条 令第四条第三号の内閣府令で定める物質は、一酸化炭素とする。

（情報の通知）

第九条 法第十二条第一項の通知は、電話、ファクシミリ装置を用いて送信する方法その他消費者庁長官が適当と認める方法によって行うものとする。ただし、電話によって行った場合は、速やかにその内容を書面、ファクシミリ装置を用いて送信する方法その他消費者庁長官が適当と認める方法で提出し、又は第六項に規定する措置を講じなければならない。

2 法第十二条第一項の内閣府令で定める事項は、重大事故等が発生した日時及び場所、当該重大事故等が発生した旨の情報を得た日時及び方法、当該重大事故等の態様、当該重大事故等の原因となった商品等又は役務を特定するために必要な事項並びに被害の状況（被害が生じた重大事故等の場合に限る。）とする。

3 法第十二条第二項の通知は、書面、ファクシミリ装置を用いて送信する方法その他消費者庁長官が適当と認める方法によって速やかに行うものとする。

4 法第十二条第二項の内閣府令で定める事項は、消費者事故等が発生した日時及び場所、当該消費者事故等が発生した旨の情報を得た日時及び方法、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等の原因となった商品等又は役務を特定するために必要な事項並びに被害の状況（被害が生じた消費者事故等の場合に限る。）その他当該消費者事故等に関する事項とする。

5 （略）

6 法第十二条第二項の場合における同条第四項の内閣府令で定める措置は、全国消費生活情報ネットワーク・システム（消費者の被害に迅速に対処するため、国民生活センター及び地方公共団体が、オンライン処理の方法により、消費生活に関する情報を蓄積し、及び活用するシステムであつて、国民生活センターが管理運営するものをいう。）又は事故情報データベース（消費者の生命又は身体に生ずる被害の発生又は拡大の防止を図るため、消費者庁、関係行政機関、関係地方公共団体、国民生活センター、消費者その他の関係者が、オンライン処理の方法により、消費生活において生じた事故等（消費者の生命又は身体に被害を生じさせる事故又は当該事故が発生するおそれのある事態に限る。）に関する情報を蓄積し、及び活用するシステムであつて、消費者庁及び国民生活センターが共同して管理運営するものを

いう。)への情報の入力とする。

2 消費者安全法に関する地方公共団体向けアンケート結果

○調査目的

平成 21 年 9 月から施行された新法消費者安全法について、施行から四半期余を経た時点での地方公共団体における執行状況等を把握することを目的とする。

すなわち、同法の施行においてきわめて重要な位置づけを占める地方公共団体が、いかなる点に苦心、工夫しているかといった同法に関する地方公共団体の施行状況等を踏まえながら、消費者安全確保のためのよりよい施策を推進するための基礎資料とすることを目的とするとともに、地方公共団体向け説明会において本アンケートに示された疑問等に答えることを目的とする。

本アンケートは、消費者安全法のうち、主として生命・身体被害に関する消費者事故等（重大事故等を含む）に関する情報の集約・分析・公表、及び消費者被害の再発・拡大防止のための施策に関する分野についてのものである。

- 調査項目
- ・消費者安全法に基づく消費者事故等の通知
 - ・消費者庁による重大事故等の情報の公表
 - ・消費者事故等（生命・身体被害分野）への対応の強化等
 - ・消費者安全法に関する質問・要望

- 対象
- ・ 47 都道府県 （回答数 42）
 - ・ 18 政令指定都市 （回答数 17）
- 回答数計 59

- 実施時期 平成 22 年 1 月

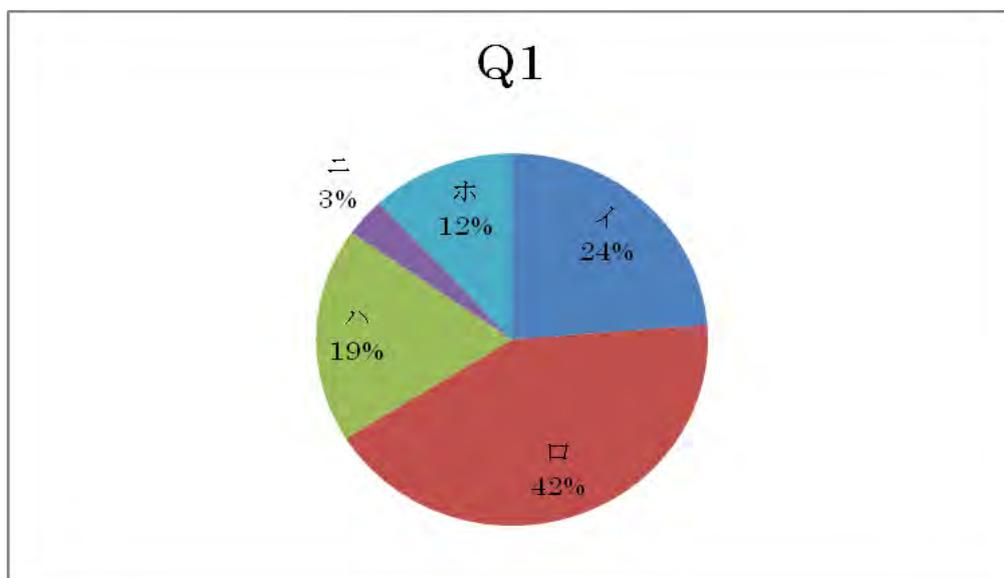
- 調査結果 別紙

消費者安全法に関する地方公共団体向けアンケート結果

消費者庁消費者安全課

1 消費者安全法に基づく消費者事故等の通知

Q1：消費者事故等の通知に関する情報は、消費者行政担当課で全て把握しておられますか。



- イ 全て把握している【24%】
- ロ 法第12条第3項に該当する事案を除きすべて把握している【42%】
- ハ 消費生活センターにおいて受け付けた情報のみ把握している【19%】
- ニ 特に把握していない【3%】
- ホ その他【12%】

(本県の取扱マニュアルに応じて報告された情報を把握している。等)

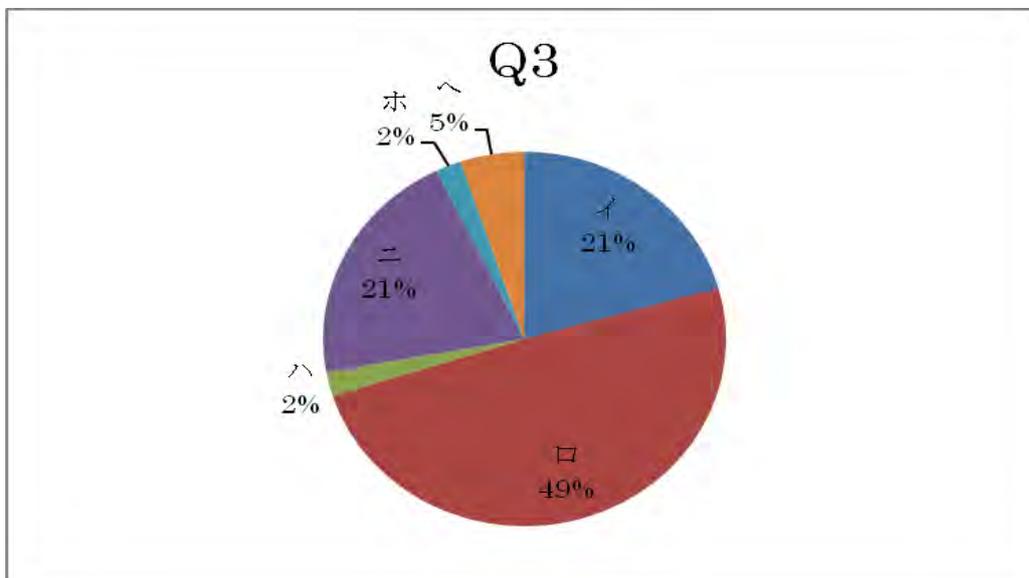
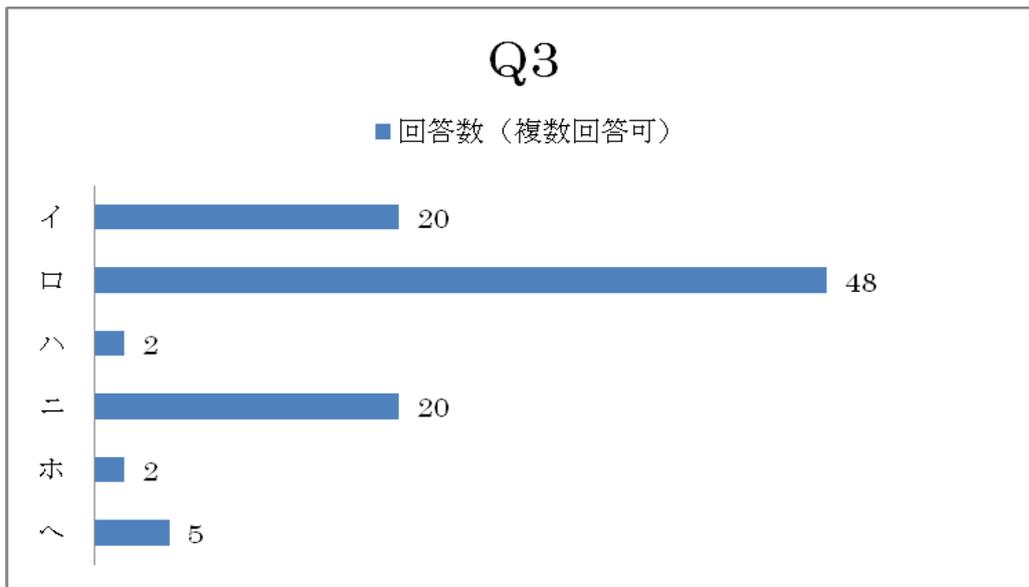
Q2：昨年9月1日～12月31日までの間に、貴団体から、消費者庁に通知された消費者事故等（生命・身体被害分野に限る。）として、消費者行政担当課で把握しておられる通知件数は何件ですか。PIO-NETに消費生活相談事例を入力することで通知したものとみなされるものを除いた件数でお答えください。

重大事故等→（計 79）件

生命・身体被害分野の消費者事故等→（計 125）件

以下、Q3～5は、Q1において、「全て把握している」「法第12条第3項に該当する事案を除きすべて把握している」「消費生活センターにおいて受け付けた情報のみ把握している」と答えられた場合のみお答えください。

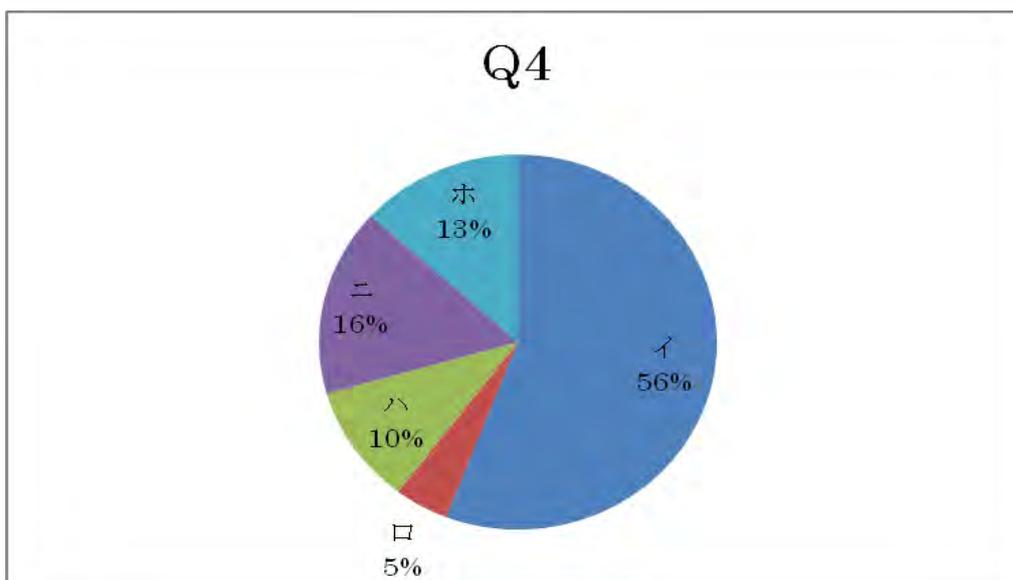
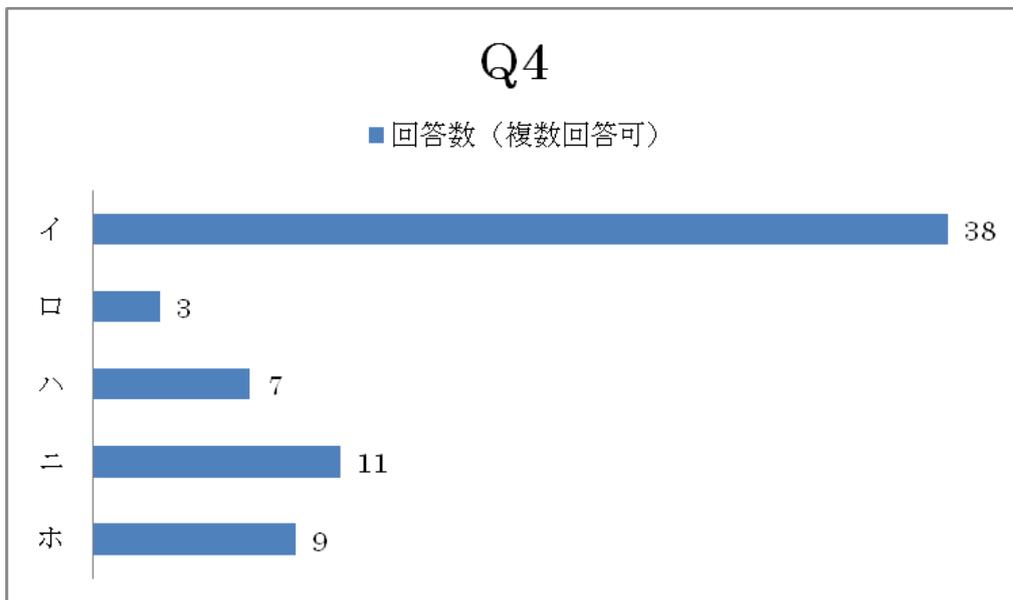
Q3：情報把握のためにどのような対応を講じておられますか。（複数回答可）



- イ 関係部局の参加する会議体等を設置している【21%】
- ロ 関係部局を対象に、消費者安全法に関する周知徹底（説明会、文書等）を図っている【49%】
- ハ 消費者行政担当課において、人員やシステム等を拡充することによって対応を強化している【2%】

- ニ 消費者行政担当課において、既存の体制内で担当者を明確にするなどの対応をとっている【21%】
 - ホ 特段の対応を講じていない【2%】
 - ヘ その他【5%】
- (関係部局の参加する会議体設置の準備を行っている。等)

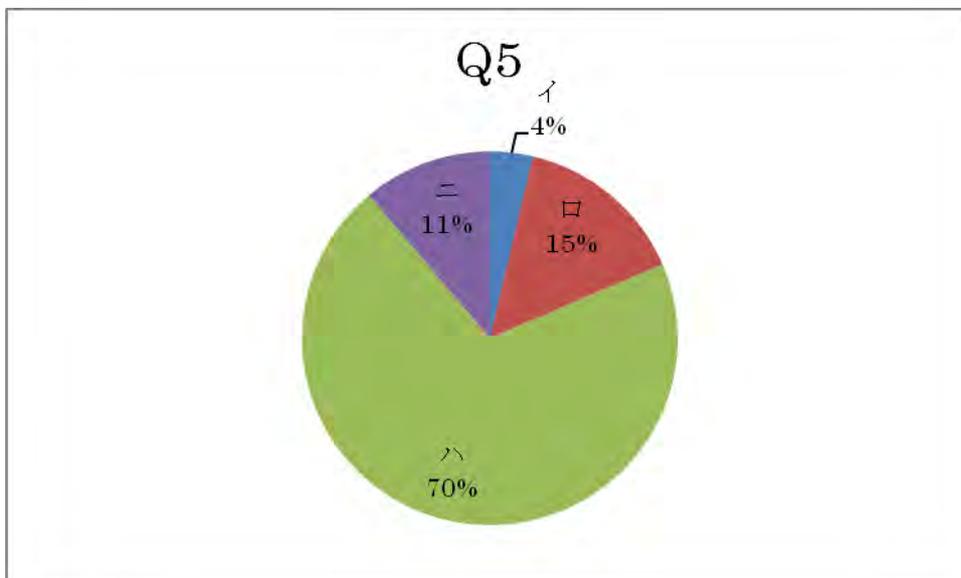
Q4：把握した情報に基づいてどのような対応を講じておられますか、あるいは講じる予定ですか。(複数回答可)



- イ 区域内での注意喚起の推進に反映している【56%】
- ロ 商品テスト等の推進に反映している【5%】

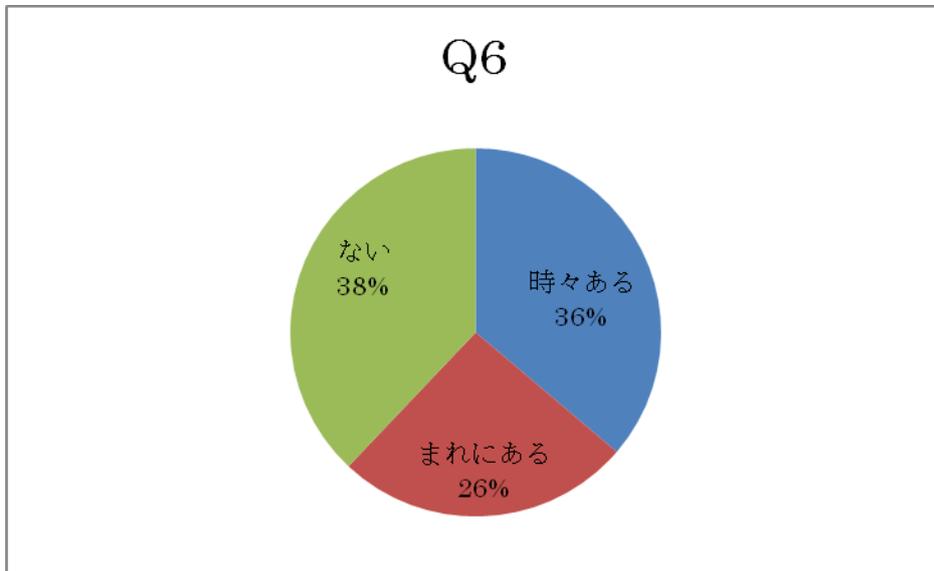
- ハ 消費者政策の企画立案・推進に反映している【10%】
- ニ 特段の対応を講じていない【16%】
- ホ その他【13%】
 - ・情報の分析等の結果、必要であれば注意喚起等を行う予定。
 - ・消費者安全法第15条の規定に基づき公表されたもののうち、県民の生命・身体に著しく危害を及ぼす等の事案については、注意喚起等必要な対応を講じるように考えている。

Q5：貴団体内における消費者事故等の通知に関する情報の把握について、どのように評価していますか。



- イ 円滑かつ有意義に行われている【4%】
- ロ 円滑に行われているが、有意義な活用方法を見出せていない【15%】
- ハ 有意義だが、円滑に行われるためにはさらなる制度の周知・浸透が必要である【70%】
- ニ その他【11%】
 - ・円滑に行うためにはさらなる制度の周知・浸透が必要で有意義な活用は見出せていない。

Q 6 : 消費者事故等に該当するか否かで迷ったことがありますか。ある場合、その具体例をご説明ください。



時々ある 【36%】 まれにある 【26%】 ない 【38%】



具体例 :

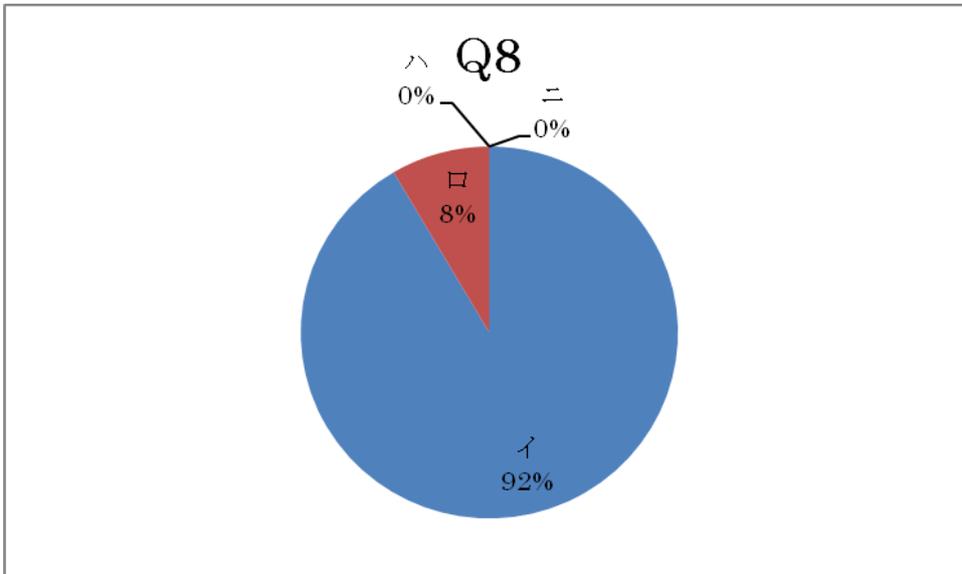
【別紙 1 参照】

Q 7 : その他、消費者事故等の通知に関して、疑問点等があればご指摘ください。

【別紙 2 参照】

2 消費者庁による重大事故等の情報の公表等

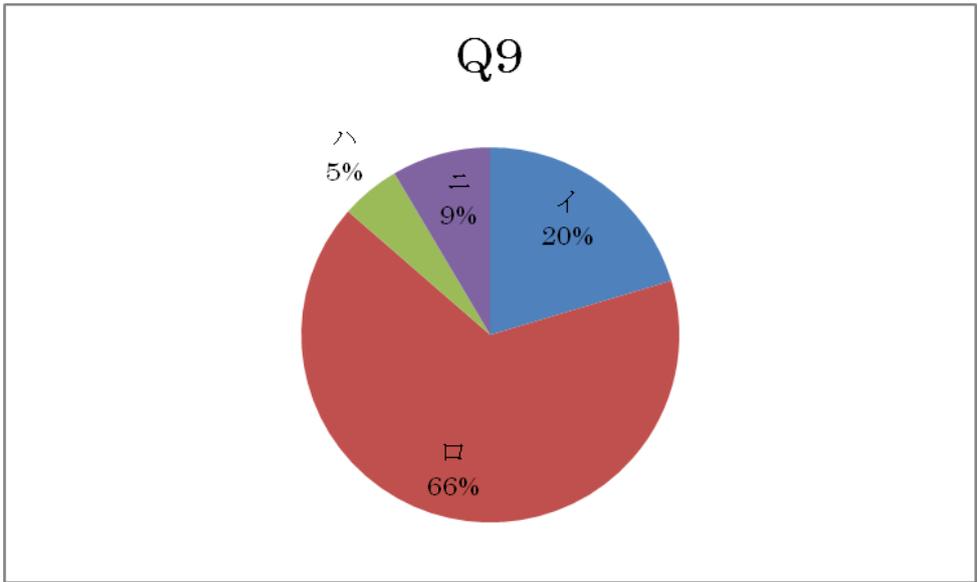
Q8：消費者庁では、関係行政機関や地方公共団体から通知された重大事故等の情報について、ホームページ等を通じて積極的な情報発信に取り組んでおりますが、どのような情報が発信されているかご存知ですか。



- イ 知っており、執務の参考に使っている【92%】
- ロ 知っているが、参考にしたことはない【8%】
- ハ 知らない【0%】
- ニ その他【0%】

・知っているが、「消費者安全法に基づく公表」のうち「地方公共団体等からの通知」については、製品情報等が限定されていることが多いため、拡大被害の防止等には活用しにくい。

Q9：上記公表を行うに際しては、個人情報保護や事業者不利益情報の取扱等に注意を要することから、消費者庁から通知元に対して個々の事案の公表内容について確認を行うようにしていますが、こうした手続等についてどのように思いますか。



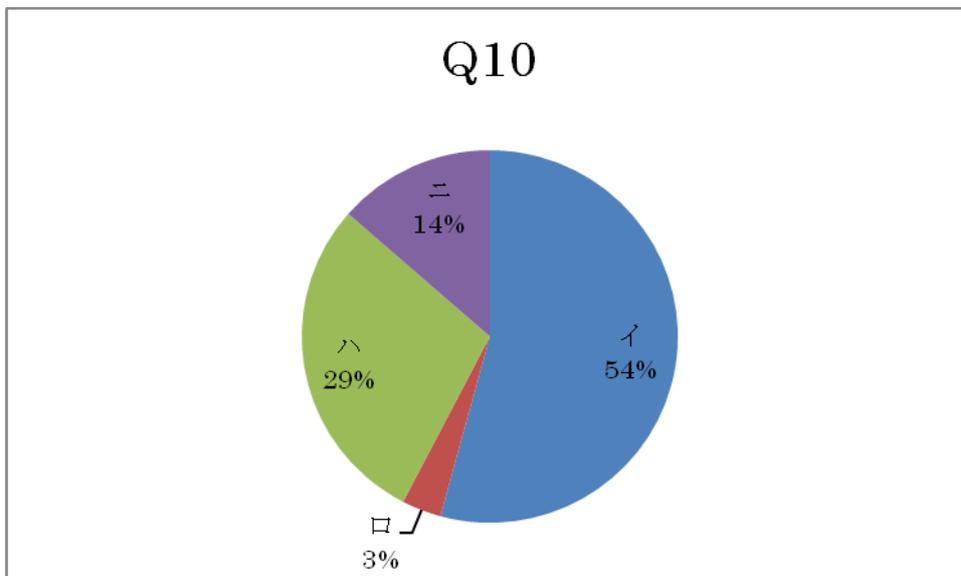
- イ 適正な手続がとられている【20%】
- ロ 概ね適正だが、取扱指針等を示してほしい【66%】
- ハ 消費者庁の独自の判断で対応してもらいたい【5%】
- ニ その他【9%】

- ・「ロ」について

相談者は公表ありきと考えていないという問題も含めてご検討いただき、指針等に反映していただきたい。

- ・当初は通知不要だったが、後日必要の旨連絡があった場合等の例があり、具体的にどうしているのか。
- ・直ちに通報することが義務づけられている中で、責任の所在等詳細な事情までは把握困難である。公表は通報を躊躇することにもなりかねないので、情報を広く集約することが目的なら、公表のあり方について再検討していただきたい。

Q10：上記公表の内容についてどのように思いますか。



- イ 概ね適切である【54%】
- ロ 踏み込みすぎと感ずることがある【3%】
- ハ もう少し詳しい情報を得たいと感ずることがある【29%】
- ニ その他【14%】

- ・特に、消費者安全法に基づく「地方公共団体等からの通知」は、消費生活相談の特性として、相談者の主張のままの一次情報として十分な事実確認を経ていないことから、自らの提供情報には「ロ」と感ずることがあり、また同様に、製品を特定できる情報が少ないため、「関係行政機関からの通知」は「ハ」と感ずることがある。
- ・事故の事実は把握できるが、当該事故が個別の事案であるのか、被害が拡大する恐れがあるのか等、事故に対してどのように対応すべきか判断できる情報を発信していただければ、より参考になると考える。
- ・公表すべき事案の類型・基準を明確にする必要がある。
- ・明らかな食中毒、交通事故を消費者事故という視点で公表するのは違和感を感じる。
- ・「消費者安全法の重大事故等に係る公表」の情報については、単なる速報ではなく、消費者庁で分析した結果公表する必要があると判断したものについて、詳細を公表していただきたい。
食中毒については、ほとんどが行政処分の公表であり、消費者庁として詳細を公表する必要性はないのではないか。

Q11：昨年9月の消費者庁発足以降、消費者庁が発信した生命・身体に関する消費者安全に関する情報等で、貴団体の区域内における消費者安全の確保のために役立ったものがあれば、具体的にご指摘ください。

- ・老朽化した消火器の取扱いについての情報
- ・(平成21年10月16日 消費者庁及び経済産業省発表)「ベッド用落下防止柵」を設置した大人用ベッドで寝ていた幼児1名が 当該商品とマットレスの隙間に挟まり、重傷を負った。
- ・氷酢酸に関する情報
- ・バイオラバー製品に関する情報

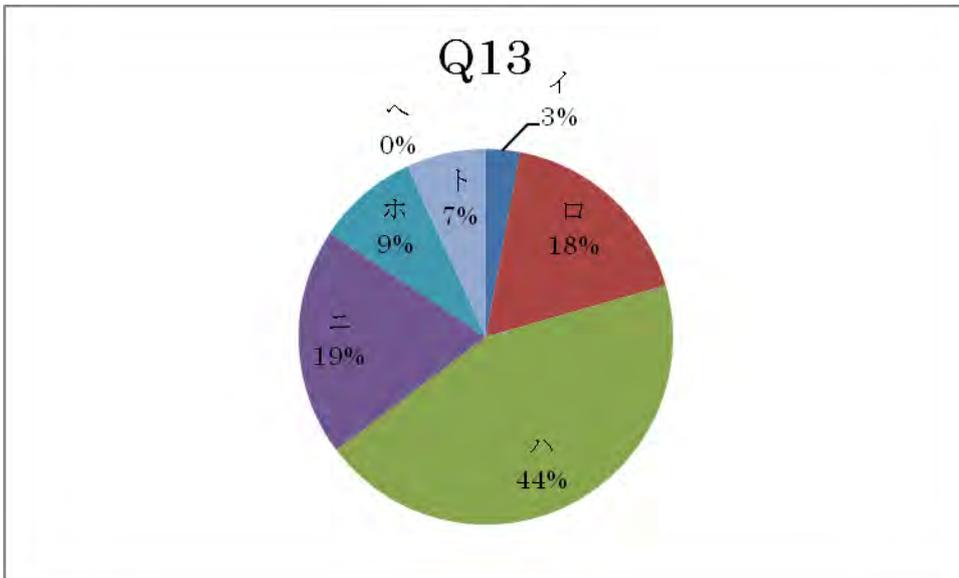
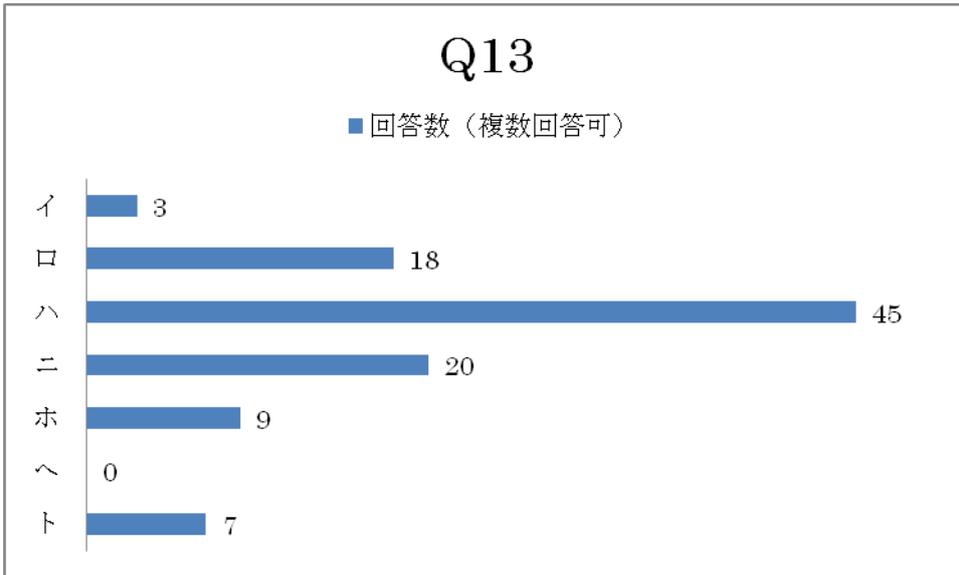
Q12：貴団体の区域内における生命・身体被害に関する消費者安全の確保のために、消費者庁から、地方公共団体にどのような種類、方法の情報発信があるとよいと思われますか。

【別紙3参照】

3 消費者事故等（生命・身体被害分野）への対応の強化等

Q13：法第14条は、消費者事故等に関する情報の集約・分析等のために必要な場合、消費者庁は、地方公共団体に対して、資料の提供、意見の表明、原因究明のために必要な調査・分析・検査の実施等の協力を求めることができます。特に、重大事故等に関する当該要請への対応等を念頭に、貴団体ではどのようなことに重点的に取り組んでおられますか、あるいは取り組む予定ですか。

(複数回答可。但し、最重点項目の□の横に◎を付してください。)

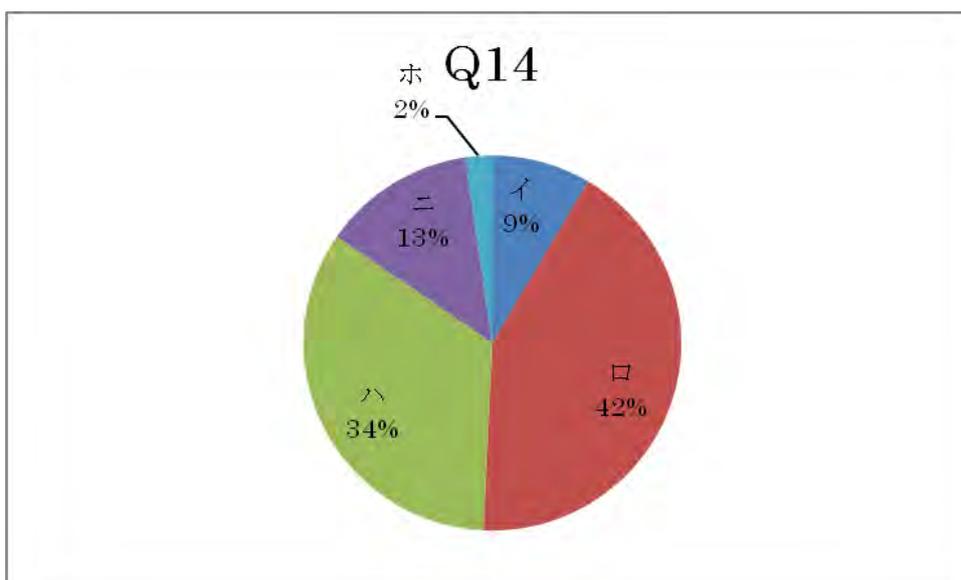
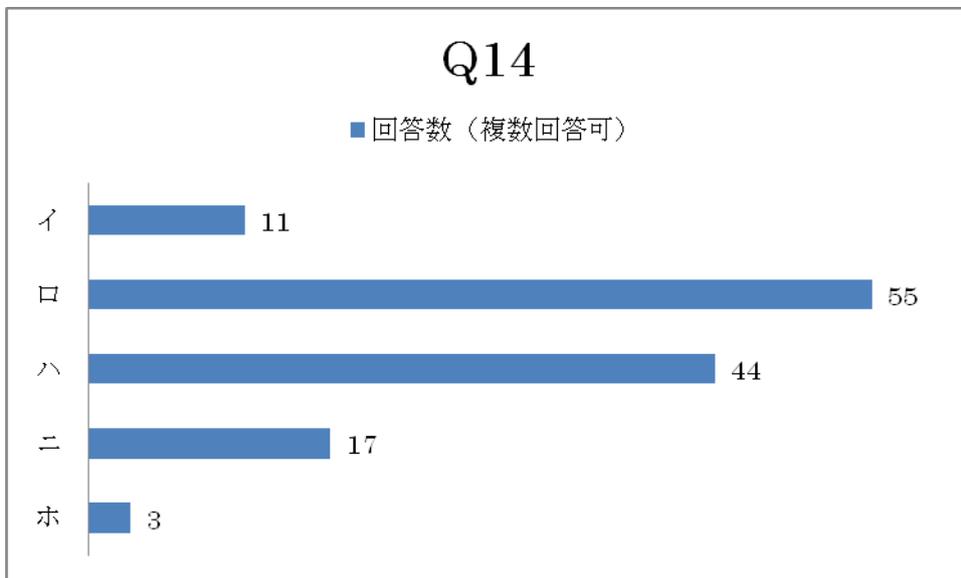


- イ 関連分野の知識を有する消費生活相談員等の配置【3%】
- ロ 消費生活相談員等に対する関連分野の研修の充実【18%】
- ハ 地方公共団体内の関係部局との連携体制の拡充【44%】
- ニ 外部の専門家や専門機関等との連携・協力体制の拡充【19%】
- ホ 原因究明のための商品テスト機器等の購入【9%】
- ヘ 原因究明のための技師等の配置【0%】
- ト その他【7%】

・法第14条に基づく必要な協力は行うことになるが、そもそも消費者事故等に関する情報の集約及び分析等は、法第13条において、国の責務と規定されている。

- ・外部専門機関と連携し、対応している。
- ・体制・予算の中で対処可能な方法の検討を行うつもりだが、求められる協力内容が不明であり、現段階では何ともいえない。

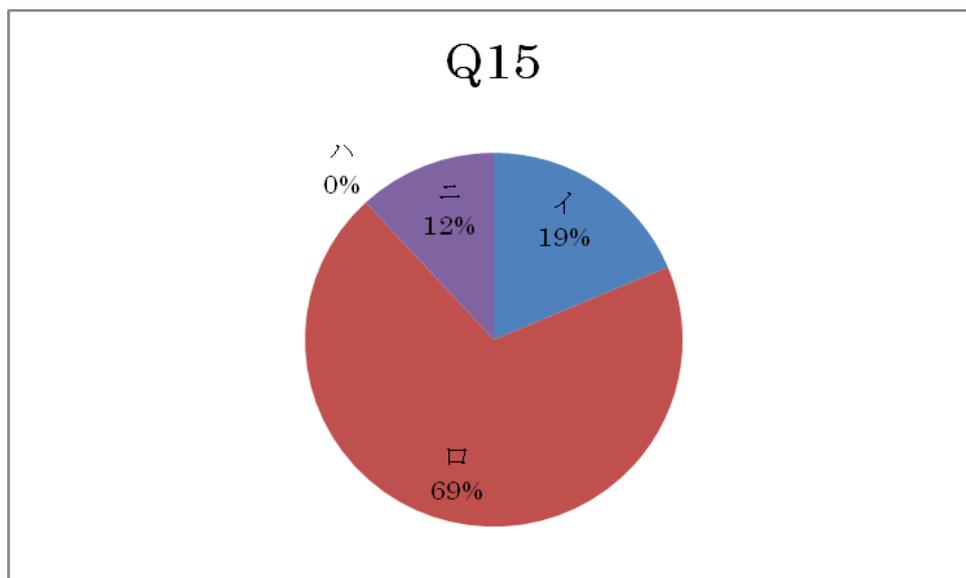
Q14：生命・身体被害分野の消費者被害の再発・拡大防止のためには、原因究明が重要ですが、近年、地方公共団体における商品テスト部門の縮小が顕著です。そのような中で、国に対してどのような支援を期待しておられますか。（最大3項目まで複数回答可。但し、最重点項目の□の横に◎を付してください。）



□ イ 地方公共団体において原因究明機能を強化するための財政支援【9%】

- ロ 国レベルの原因究明機関の拡充【42%】
 - ハ 国において実施する原因究明情報の積極的な提供【34%】
 - ニ 外部の原因究明機関を知るための情報の積極的な提供【13%】
 - ホ その他【2%】
- ・急増する製品の苦情相談対応には、消費生活に関わる広範かつ膨大な製品群の事故原因分析業務に長けた人材の育成と、蓄積された業務ノウハウの継承が重要である。
 - ・製品評価技術基盤機構との連携体制の拡充
 - ・商品テスト機能を有しておらず、今後も有する予定はない

Q15：法第23条は、消費者庁が有している消費者安全法の施行に必要な範囲における事業者に対する報告徴収・立入調査等の権限の一部について、都道府県や消費生活センターを置く市町村の長が行うこととすることができるとしていますが、ご存知ですか。



- イ 知っており、受任については前向きに検討したい【19%】
 - ロ 知っており、受任については慎重に検討したい【69%】
 - ハ 知らない【0%】
 - ニ その他【12%】
- ・知っているが、本県における条例等により一定の動きはできると考えている。
 - ・知っていますが、受任については財政的な支援が不可欠であり、それを

踏まえて慎重に検討したい。

4 その他

Q16：その他、消費者安全法に関するご質問があればご指摘ください。

（ 【別紙2参照】 ）

Q17：その他、消費者安全法に関するご要望があればご指摘ください。

（ 【別紙2参照】 ）

以上

- 3 生命・身体被害に係る消費者事故情報等の公表に関する基本要領（平成21年12月9日付）【別紙】
- 4 消費者事故等の通知状況等について（平成21年12月10日開催消費者安全情報総括官会議 資料）【別紙】
- 5 消費者事故情報等の収集・仕分けと分析・原因究明の推進について（平成22年1月27日開催事故情報分析タスクフォース全体会合 資料2）【別紙】
- 6 消費者事故等に係る情報の集約状況（平成22年1月27日開催事故情報分析タスクフォース全体会合 資料3より）【別紙】
- 7 主な課題（平成22年1月27日開催事故情報分析タスクフォース全体会合 資料4～10）【別紙】